

平成27年4月1日
農 林 水 産 省

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の2の遵守事項違反に係る同法第7条の3第1項の勧告及び公表の指針

1 勧告の指針

遵守事項に違反している米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対しては、次に掲げる場合を除き、勧告を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も勧告を行う。

[指導を行う場合]

遵守事項違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。

2 公表の指針

勧告をした場合には、次の（１）から（３）までの事項を公表する。

なお、消費者利益の保護の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、勧告を行わなくても（１）及び（２）の事項を公表することができる。

（１）違反した事業者の氏名又は名称及び住所

（２）違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

（３）勧告の内容